

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号			
手続名	竣工認可			根拠条項	第22条第1項			
審査基準	第2条第1項（公有水面埋立の免許）の審査基準を準用する。							
受付 機関	水産課 （農林事務所）	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課 （農林事務所）	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	10日	